

## 平成28年度 8月定例農業委員会議事録

日 時 平成28年8月3日(水) 午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(委員会許可分	1件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(町許可分	1件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(町許可分	3件)
議案第4号	農用地利用集積計画について	(委員会決定分	8件)
報告第1号	農地法第18条第6項による通知書	(	7件)
報告第2号	農地法第3条の規定による許可取消願について	(	1件)
その他			

### 出席者

山崎 徹一 原 一夫 丸野 佳孝 嬉野 忠 碓 沖則  
木下 信行 牛島 博子 原 善實 田中 市三 田中 芳春 峯 孝樹  
鷺崎 和志 中島 勝 田中 良明 中野 秋彦 大川 幸博  
中山 好典 鶴 香代子 吉丸 俊春 内田 秀光 大坪 正治  
欠席者 小池 正保  
事務局 田中 嘉樹 相良 恵里子

### 事務局

皆さん、おはようございます。皆さん揃われていますので、只今より8月の定例農業委員会を開催します。

### 事務局

会長よりお願いします。

### 会 長

皆さん、おはようございます。

非常に暑い中に、参加いただきありがとうございます。

本日の議題・報告等につきましては、議案第1号として農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可分1件)、議案第2号として農地法第4条の規定による許可申請について(町許可分1件)、議案第3号として農地法第5条の規定による許可申請について(町許可分3件)、議案第4号として農用地利用集積計画について(委員会決定分8件)、報告第1号として農地法第18条第6項による通知書について

(7件)、報告第2号として農地法第3条の規定による許可取消願について(1件)、その他となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

議事録署名人については、10番〇〇委員さんと11番〇〇委員さんをお願いしたいと思います。

議事に入りたいと思います。

議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転(売買)許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号に該当していないことの説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇委員

7月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

農地の所有権移転にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第1号1については、申請どおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第2号1農地法第4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図な

どを説明する。農地法第4条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

7月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

転用目的は共同住宅建設のためであり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第2号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第2号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇 委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

7月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

転用目的は、ゴルフ練習場用地のためであり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

施設計画はいいことだが、現在の農業を維持していくためには農地が必要。特に、みやき町、上峰町では新しいライスセンターの広範囲の再編計画がなされ、新しい施設を造り、農業を維持していこうと取り組んでいる。そのためには、農地は守っていかなければならない。地元委員さんから「異常なし。」との意見であったが、ライスセンターの運営が厳しいのはわかっておられると思います。農業施策については、国も土地改良の予算を相当盛り込んでおり、水を差すような施設が造られるのは残念である。娯楽施設の場合は、意見書には、そのあたりの意向も書いてもらいたい。

〇〇委員

所有権と賃借権の面積はどうなっているのか。

事務局

所有権が3件で2,345㎡、賃借権が30件で27,750㎡。

〇〇委員

排水同意で北側水路への排水の説明があったが、3,000㎡以上で調整池は必要なのか。

事務局

調整池の設置の必要の有無については、開発行為に関する内容の中で設定される。

〇〇委員

P20の南側の丸い部分が調整池ではないのか。

事務局

付近見取図で、北側の道路側溝の水路（幅約1m）に放流されることを説明。

〇〇委員

この農地は、農地以外には使わせないという制限はされていないのか。

事務局

みやき町は、都市計画はされているが用途指定はなされていない。

〇〇委員

生産性が高い優良農地と、そうでない生産性の低い農地がある。その線引きについて、農業委員会でも考えるべきではないか。

会 長

線引きについては、都市計画の中で決定される事項である。

〇〇委員

国の農政施策には不信感がある。遊休農地は、高齢化して対応ができないためであり、なぜ荒れているかを考えてほしい。その1つの要因は米価の低下であり、米価麦価を上げる施策が必要と考える。働き甲斐のある農政を考えてもらいたい。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号1について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「賛成多数」議案第3号1は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

7月25日に会長、副会長、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、畑としての機能をなしていない農地で、宅地も居住されておらず荒れ地の状況であり、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇 委員

原野、宅地の場所はどこか。

事務局

議案書内の字図により説明。

〇〇委員

既存の事業用地とは段差があり、一体利用はできない丘陵地となっている。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号2について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号2は、申請どおり許可相当として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第3号3農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、計画平面図などを説明する。農地法第5条調査書により農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、許可要件を満たしていることを説明する。

会 長

地元、〇〇委員さんよりお願いします。

〇〇 委員

7月25日に現地調査を行いました。申請地は、道路と水路に囲まれた農地であり、雨水は水路へ、生活排水は下水道へ流されるため、周辺農地への影響はなく、農地転用にあたり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長

今、地元委員さんと事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇 委員

西側里道の道路幅はどうなっているのか。また、接道はどうなっているのか。

〇〇 委員

幅員は、1.8m位ではないか。

事務局

接道は、土地利用計画図により水路占用によることとなっている。

会 長

他に無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第3号3について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第3号3は、申請どおり許可相当

として町へ副申することに決定いたしました。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類及び集計表について説明をする。

会 長

事務局より説明がありました。質疑のある方はお願い致します。

会 長

無いようですので、裁決をしたいと思います。議案第4号1について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。「全員賛成」議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第1号農地法第18条第6項による通知書について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P38報告第1号（農地法第18条第6項による通知書について）借受人、貸出人の住所、氏名、解約理由、合意日、引渡日などを説明する。

会 長

事務局より説明がありました、報告1号で質疑のある方はお願いいたします。

会 長

無いようですので報告第1号については、通知どおり承認することに決定いたしました。続きまして、報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消願について事務局より説明をお願いします。

事務局

資料P43 報告第2号について、土地の所在、地目、面積、転用届出者、取消理由などを読み上げて説明する。

会 長

事務局より説明がございました。質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

会 長

無いようですので報告については、届出どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他ということをお願いします。

その他

事務局

① 農地利用状況調査（農地パトロール）について

平成28年度の利用状況調査実施方法について事務局より説明  
遊休農地判断の平準化を図るため複数委員による調査について協議したところ、  
個別もしくは隣接する区域の委員と事務局にて調査を行うことを決議。

② 公務災害補償制度の加入について

平成28年10月からの加入について協議したところ、現在のA型と同じ保障  
制度への加入について同意を得る。

③ 農業委員会会計報告について

平成27年7月24日～平成28年7月23日までの委員積立金の会計及び監  
査結果について報告

会 長

今回は9月2日（金）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、9月2日（金）実施するということが決定いたします。

それから、現地調査を8月24日（水）午前中に予定しておりますのでよろしくお願  
い致します。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで8月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。



みやき町農業委員会長

議事録署名人 10 番

議事録署名人 11 番